

平成 30 年度第 1 回いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業 公募要領

公益財団法人いわて産業振興センター

I. 事業の趣旨

公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）は、岩手県及び金融機関（岩手銀行、東北銀行、北日本銀行）から借入れを受け、平成 30 年 1 月に「いわて希望応援ファンド」を造成しました。センターでは、このファンドを活用し、創業・起業、又は県内中小企業者等による地域経済の活性化に資する様々な取組に助成金を交付することとし、次のとおり公募します。

本事業を利用できる方として定義される「中小企業者等」は、下記イ～ハのいずれかに該当する方を言います。

- イ 中小企業者：中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に定める会社及び個人
- ロ NPO 法人：特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に定める特定非営利活動法人
- ハ 農事組合法人等：
 - (イ) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に定める農事組合法人、農業協同組合、農業協同組合連合会
 - (ロ) 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に定める漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会
 - (ハ) 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に定める森林組合、生産森林組合、森林組合連合会

II. 助成事業の区分及びその概要

1 創業支援事業

(1) 助成対象者 次のいずれかに該当する方

- ア 県内において新たに創業・起業しようとする方
- イ 県内に主たる事業所を有し、かつ、創業・起業後 1 年以内の中小企業者等

(2) 助成対象経費 次に掲げる経費（消費税及び地方消費税は含まれません。）

- ア 事業実施のために必要な市場調査・動向等調査のための経費（市場調査・動向等調査事業費）
- イ 新商品・新役務・新技術の開発研究又は事業化のための経費（新商品・新技術・新役務開発費）
- ウ 販路開拓のための経費（販路開拓費）
- エ 経営、技術に関する研修等の人材養成のための経費（人材養成費）
- オ その他、センター理事長が必要と認める経費

※ 上記のうち、必ずイ又はウを全体の事業計画に組み込んでいただく必要があります。

(3) 助成率

助成の対象として認められる経費の 2 分の 1 以内。ただし、代表者が 39 歳以下、女性又は U・I ターナーの場合は 3 分の 2 以内

(4) 助成限度額 原則として 150 万円（千円未満切捨て）

(5) 助成期間

交付決定の日からその翌年の 2 月末まで。ただし、その都度審査を受けて採択されれば、2 年間継続して助成を受けることができます。

2 新事業活動支援事業

(1) 助成対象となる事業 次のいずれかに該当する事業

ア 一般枠

県内に主たる事業所を有する中小企業者等が行う新分野への進出や新製品・新サービスの開発等

イ 地域資源活用枠

県内に主たる事業所を有する中小企業者等が、地域資源を活用して行う事業

※ 地域資源とは、岩手県が「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」で特定した農林水産物、鉱工業品又はその生産に係る技術、文化財、自然の風景地、温泉その他の観光資源をいいます。

ウ 経営革新計画枠

県内に主たる事業所を有する中小企業者等が、中小企業等経営強化法第8条の規定に基づき経営革新計画の承認を受けて行う事業

エ 連携事業枠

二者以上の連携体（県内に主たる事業所を有する中小企業者が2分の1以上を占めるものに限る）で行う事業

(2) 助成対象経費（共通） 次に掲げる経費（消費税及び地方消費税は含まれません。）

ア 事業実施のために必要な市場調査・動向等調査のための経費（市場調査・動向等調査事業費）

イ 新商品・新役務・新技術の開発研究又は事業化のための経費（新商品・新技術・新役務開発費）

ウ 販路開拓のための経費（販路開拓費）

エ 経営、技術に関する研修等の人材養成のための経費（人材養成費）

オ その他、センター理事長が必要と認める経費

※ 上記のうち、必ずイ又はウを全体の事業計画に組み込んでいただく必要があります。

(3) 助成率

ア 一般枠

助成の対象として認められる経費の2分の1以内。ただし、代表者が39歳以下又は女性の場合は3分の2以内

イ 地域資源活用枠

助成の対象として認められる経費の3分の2以内

ウ 経営革新計画枠及び連携事業枠

助成の対象として認められる経費の4分の3以内

(4) 助成限度額

一般枠は原則として200万円。その他は原則として300万円（いずれも千円未満切捨て）

(5) 助成期間（共通）

交付決定の日からその翌年の2月末まで。ただし、その都度審査を受けて採択されれば、最長3年間継続して助成を受けることができます。

3 商店街等活性化支援事業

(1) 助成対象者 次のいずれかに該当する方

- ア 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第15条第1項各号に該当するTMO、まちづくり会社、商工会及び商工会議所等
- イ 県内に住所のある中小小売業企業者、中小サービス業者、事業協同組合又は商店街振興組合
- ウ 事業を行うことが適当であると知事が認めたNPO法人

(2) 助成対象経費 次に掲げる経費(消費税及び地方消費税は含まれません。)

- ア 事業実施のために必要な市場調査・動向等調査のための経費(市場調査・動向等調査事業費)
- イ 新商品・新役務の開発又は事業化のための経費(新商品・新役務開発費)
- ウ 販売促進・販売力強化のための経費(販売促進・販売力強化事業費)
- エ 業種構成再編及び遊休資産利活用のための経費(業種構成再編及び遊休資産利活用事業費)
- オ その他、センター理事長が必要と認める経費

※ 上記のうち、必ずイ又はウを全体の事業計画に組み込んでいただく必要があります。

(3) 助成率

助成の対象として認められる経費の**2分の1以内**。ただし、39歳以下の者や女性を主体とするもの又は東日本大震災津波の被災地に所在する者の場合、当該経費の**3分の2以内**

(4) 助成限度額 原則として**100万円**(千円未満切捨て)

(5) 助成期間

交付決定の日からその**翌年の2月末まで**。ただし、その都度審査を受けて採択されれば、**最長3年間**継続して助成を受けることができます。

Ⅲ. 応募手続き

1 公募期間

平成30年3月14日(水)～平成30年4月20日(金) **〔午後4時必着〕**

2 提出書類及び添付書類 正本1部、副本(写し)1部の計**2部**提出してください。

なお、(1)～(3)の様式はセンターのホームページからダウンロードできます。

→ <http://www.joho-iwate.or.jp>

(1) 助成金交付要望書(様式第1号)

(2) 申請者の概要(別紙1)

(3) 事業計画書(別紙2)

(4) 直近3期分の決算書

[既に創業している方のみ]

(5) 事業に必要な許認可等の取得が確認できるもの又は取得が見込まれることを証するもの

[許認可等が必要な事業を実施する場合のみ]

(6) 登記事項証明書(又は商業登記簿謄本)の写し

[法人のみ]

(7) 定款の写し

[法人のみ]

(8) 住民票(抄本)の写し

[個人事業者のみ]

(9) 申請者の概要がわかるもの(会社案内、パンフレット等)

(10) その他、事業計画を説明するために必要な資料

3 応募書類提出先及び問合せ先

〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡二丁目4番26号

公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部 総合支援チーム（熊谷、工藤）

TEL：019-631-3823 FAX：019-631-3830

URL：<http://www.joho-iwate.or.jp> E-mail：joho@joho-iwate.or.jp

4 今後の公募予定について

本事業の**公募**は原則として**年1回**ですが、今回の公募で助成の予定件数に達しなかった場合は第2回の公募を行います。

ただし、その場合であっても事業は翌年2月末までに完了していただく必要があります。

IV. 助成の決定

所定の期日までに提出書類が整った申請案件について、関係機関及び学識経験者等で構成する審査委員会で審査を行い、助成の可否を決定します。

審査委員会では、次に掲げる基準を重点的に評価します。

- ・ 助成完了後3年以内に**新分野進出**又は**新製品・新サービスの事業化**を達成することが期待できるか
- ・ 助成事業の内容が、**申請者の主体的な取組**のもと構想されたものであるか（外部のコンサルタント等の提案を鵜呑みにした計画になっていないか）
- ・ 申請された事業の**内容が計画的**であり、かつ、熟度が高く**早期に着手可能**であるか（翌年の2月末までに計画した内容を遂行できる見込みがあるか）
- ・ 実施主体における助成事業の**実施体制及び経理体制が十分**であるか

このほか、商店街等活性化支援事業は、次の審査基準が加わります。

- ・ 事業の取組の**持続性及び継続性が高い**か（助成期間だけの一時的な取組で終わるものでないか）
- ・ 助成完了の翌年度に**歩行者通行量**の目標が**実現**される見込みがあるか、又は他の商店街等への**波及効果**が期待できるか。

V. その他

- 提出いただいた書類は、助成の可否を決定する以外の目的には、いっさい使用しません。
- 提出いただいた書類は、審査結果に関わらず返却しません。
- 本事業の助成対象に選定された場合には、企業名（個人事業者の場合は屋号）、代表者名、所在地を公表します。また、支援が決定した事業の概要を公表する場合があります。
- その他、この事業の実施については「いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金交付要領」に定めるところによります。
- 助成の条件とはしませんが、事業の構想が固まっていない方は、当センターに設置している「**岩手県よろず支援拠点**」に相談されることをお勧めします。（要予約、[TEL:019-631-3826](tel:019-631-3826)）
なお、「よろず支援拠点」は申請書類作成の代行は行いませんので、ご注意願います。